

- 前項に述べた構成に関しては、次の主要項目について協議が行なわれるものとする。
- A. オランダ王国の構成成分とし、自治段階を異にする地域をもって構成されるインドネシア連邦 (Indonesian Commonwealth) を設置すること。
- B. インドネシアにおいて出生したすべてのものにつきインドネシア市民権制度を設ける。オランダおよびインドネシア市民は、オランダ王国のすべての構成国において、すべての市民権を行使できるものとする。
- C. インドネシア連邦の国内事項は、この連邦自身の機関によって独自に処理することとし、これにたいし、連邦を全一体として民主的方法によって構成され、インドネシア人を実質的に多数とする人民代表会議を設け、人民代表会議と政治的に調和する内閣を組織し、オランダ国王の代表を政府の首長とする。
- D. 国連憲章第73条によってオランダ王国に課せられた義務を遂行するため、国王の代表は、オランダ王国政府の責任の下に、基本的人権の保障、良好な行政および健全な財政を確保するため、少数の特別の権限を保持する。
- E. 前記の構成を規定する憲法には、信教の自由、信仰および人種にかかわりない法律上の平等、人身および財産の保護、司法権の独立、少数民族の権利の保護、教育の自由、言論の自由等の基本的人権についての保障が含まれる。
- F. 全オランダ王国にたいし職務を行使する中央機関は、王国の構成国の代表をもって構成される。各王国構成国の住民代表会議の同意を必要とする全王国構成国からの大臣をもって構成される王国内閣および王国立法機関について考慮が払われる。
- G. 上記の憲法が実施された後、オランダ政府は、インドネシア連邦が早急に国連への加盟を認められるよう措置する。

資料 31 タン・マラッカ逮捕に関するアミール・
ジャリフディン国防大臣の発表

1946年4月10日

Berbubung dengan penangkapan Tan Malaka, maka menteri pertahanan Mr. Amir Sjarifuddin menerangkan di Medan hari ini sebagai berikut.

Documenta Historica oleh Osman Raliby, Penerbit Bulan-Bintang, Djakarta, 1953, pp. 287-289.

現在インドネシア共和国の闘争は、外国の承認を得るための国家の機構づくりを目的としている。このためにインドネシア共和国は、強力かつ単一の、権威ある政府をもつ必要がある。別の権力が存在してはならない。国家の中に国家があってはならない。最近ジャワにおいて闘争同盟 (Persatuan Perjuangan) が、政府に反旗をひるがえすような反対行動をとったため、上述のような事態を惹起したのである。このほどの第2次内閣危機に際し、大統領は闘争同盟に新内閣の組織を委ねようとされた。闘争同盟としては、彼らのミニマム・プログラム全体が承認されるなら新内閣組織を引受けてもよいとした。しかし周知のようにこれは承認されなかった。そこで大統領は5項目より成るミニマム・プログラムを基盤として、スータン・シャフリルに組閣を命じたのであった。インドネシアにとって内閣危機は何を意味するか？ もしこの問題でわれわれが失敗するならば、ジャワ島において軍事行動が起ることは決定的であった。このため大統領は全ての政党の連立による、挙国内閣の組織を命じたのであった。強力内閣の樹立が望まれたのであった。

闘争同盟は連立内閣への党员の入閣を禁止した。この措置を政府は連立政権の樹立を妨害するものとみなした。闘争同盟が政府に反旗をひるがえすような反抗をやめないところから、その行動は監視されるにいたったのである。何故なら政府の権力のほかに別な権力が存在することを意味したからである。このことは放置するわけにはいかなかった。すなわち現在の局面にあってそれは危険なことだったからである。このほか闘争同盟が非合法手段によって中央政府の見解を策しつゝあることを証証立てる、若干の事実が突き止められていた。このためジャワ島における闘争同盟に加盟する、1部同胞の逮捕が行なわれたのである。

しかしながらこれはあくまで政治的事件であって刑事事件ではない。政府としては同胞間の分裂を避けるため、闘争同盟が態度を改めることを期待して行なった逮捕である。

わが同胞の中から誰が政権の座に就くにせよ、全部がこれに従い、百パーセントこれを支持するのをスローガンとすることが望まれるのである。

さらに国防相は、現在のインドネシア国民の闘争に関連して次のように語った。

現在の共和国闘争において、われわれは現実的政策、すなわち具体的な利益をめざす政策を抛り所としなければならない。

現在の外交政策においてわれわれは、フィリピン、カリマンタン全島及びパプアまでも包含する大インドネシアを闘い取ろうとするものではなく、現在のわが闘争はわが国に対する法的承認をかちとろうというのである。何故ならその種の承認こそ国家の樹立に絶対不可決の条件だからである。国際的承認は不要だとする考え方の人もあるが、この考え方は誤まっている。何故かと言えば、それは主観的だからである。1つの国家確立のためには、われわれは客観的情勢を条件とすべきである。

すべての国家には指導の確立がなければならない。統治の中心における政治の指導と軍の指導である。またそれらの強化のための、第2の条件としては国民が百パーセント政府の背後に立つことが望まれる。この点についてスマトラはいかなることがあろうとも、統一政権の政策に従うであろう。また軍事面ではわれわれは1つの指揮系統をもつだけであ

る。つまり要約すれば、共和国の強化のために、われら国民は3つの条件を認め、これを具備することが望まれる、すなわち(1) Nation-minded になること。その意味は民族主義をみとめることであり、われわれインドネシア人が国民として生き、民族として行動することである。(2) government-minded になること。その意味は統治をみとめることである。われわれは既に国家と政府をもっている。そしてわれわれはこれらを尊重し、それに服従しなければならない。(3) army-minded になること。その意味は軍事に慣れることであり、われわれの軍隊は1本であるべきで、1つの共和国軍の統率下に諸々の武装民兵団を統合しなければならない。

インドネシア国民がこの3つの条件を完全に満しうるならば、實際上われわれはすでに事実政権としての承認と、法的承認との双方をかちとる権利をもつはずである。故に、とくにこれからの数カ月、インドネシア国民は懸命に働くことが望まれる。なぜなら現在の1秒1秒が、今後数世紀にわたるわれわれの運命を決するからである。

(ジャカルタでのインドネシアとオランダの交渉状況について、アミール・シャリフデインは次のように言明した。)

ファンモークが伝達したオランダ側提案をインドネシア共和国は拒否した。何故ならこの提案はインドネシア人が希求しているような独立の要素を包含していないからである。一方インドネシア共和国側の提案もオランダ側の容れるところとはならなかった。このことは交渉がデッドロックに乗り上げる危険を招来したが、このような行き詰り状態がいつまでも続いてはならない。この打開策として中間的な段階の創出に努力されている。交渉を続けられるよう、暫定的にインドネシアの地位が定められようとしている。オランダ王国の代表としてこの決定を行なうべく、ファンモーク自身にはその資格はなく、本件はオランダ本国で交渉しなければならない。しかし3名のインドネシア指導者の派遣は、この問題では単なるオブザーバーにすぎず、交渉で決定権をもつものではない。ハーグへ赴く1団の中にはイギリスの特命全権公使クラーク・カー卿(Sir Arohibald Clark Kerr)が同行しており、同公使が中間提案または暫定的状況を提示し、またそれをオランダ内閣に受諾させるため、diplomatic printを提出するはずである。かくてオランダ国における交渉は、果てしのない武力衝突を避けるための平和手段探求交渉の形をとることとなる。しかしながら、いずれにせよインドネシア人はあくまで最少の人員によって、最大の効果を追求するであろう。かりにこの中間提案が失敗に終るならば、また何をか言わんや。インドネシアは行動にでるのみである。

資料32 中央国民委員会刷新に関する 1946年政令第2号

1946年4月18日

Peraturan Pemerintah No. 2 tahun 1946 tentang Pembaharuan Komite Nasional Pusat.

Documenta Historica oleh Osman Raliby,
Bulan-Bintang, Djakarta, 1953, pp. 604-607.

私、インドネシア共和国大統領は、
中央国民委員会を刷新する必要にかんがみ、
インドネシア共和国憲法過渡規定第4条に基づき、次のごとき規則を定める。

第1条

1. 中央国民委員会(Komite Nasional Pusat = KNP)の委員数は、下記より成る200名とする。
 - a. 地方選挙によって定める 100名
 - b. 政治団体代表 60名
 - c. 大統領の指名による 40名
2. 各グループの区分は、編成のためにのみ適用される。

第2条

1. a. グループとは、ジャワおよびスマトラについては、各州(州 = Keresidenan)における選挙人により選ばれる委員、ボルネオ、スラウエシ、小スンダおよびマルクについては、各省(省 = Propinsi)における選挙人により選ばれる委員をいう。
2. 地方別委員数の割当は、1930年の調査に基づく人口に、毎年の増加を推定加算した人口数に比例して定める。
3. 比例に応じて委員数を決定するにあたっては、一般的には端数を切上げるものとする。この端数切上げは、適宜善処してさきに定めるところを離れることができる。

第3条

1. ジャワ地域各州における選挙人を決定するため、各郡(郡 = Kewedanan)に政治、社会、経済関係各団体および民軍代表より成る委員会を設けるものとする。
2. 前1項にいう委員会における各団体代表数は、1団体につき1名とする。
3. 委員会の委員数は、第5条に留意しながら、当該郡に所在する結社・団体の数と同じとする。